

Asahi Business Letter

発行：

朝日信用金庫
お客さまサポート部

令和8年度税制改正大綱のポイント

令和7年12月26日(金)に「令和8年度税制改正大綱」が閣議決定されました。

本記事では、中小企業経営者の皆さんの関心が高そうな改正項目を簡潔にお伝えいたします。

(1)「年収の壁」178万円へ引上げ

【見直し】令和8・9年の給与所得者の所得税の課税最低限が特例的に178万円まで引き上げられる。また、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設される。これらの改正に伴い配偶者控除や扶養控除等の所得判定基準もそれぞれ一定額引き上げられる。

(2) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

【新設】青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には即時償却または税額控除が認められる。なお、中小企業等については対象資産の取得価額の合計額が5億円以上での適用となる。

(3) 少額減価償却資産の特例が「40万円」に拡大

【延長・見直し】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例について、対象資産の取得価額の上限が現行の30万円未満から40万円未満へ引き上げられる。なお、従業員数が400人を超える法人は対象外となる。

(4) インボイス未登録事業者(免税事業者等)からの仕入税額控除2年延長

【延長・見直し】消費税免税事業者等からの仕入税額控除について、現行の80%特例終了後に控除割合を70%とする経過措置が2年間(令和8年

10月から令和10年9月)適用される。

(5)「特例承継計画」の提出期限の再延長

【延長】事業承継税制の特例措置における特例承継計画の提出期限が1年6カ月(令和9年9月30日まで)延長される。

(6) 賃上げ促進税制 中小企業向けは「当面維持」

【廃止・見直し】賃上げ促進税制は、全法人向け措置等は廃止となるが、中小企業向けは教育訓練費の上乗せ措置を除き制度の骨格は当面維持される。

(7)「0歳からのつみたてNISA」誕生

【新設】NISA口座開設年齢の下限が撤廃され、令和9年1月1日以降、0歳から17歳に対して、新たにつみたて投資枠(年間投資上限60万円、非課税限度額600万円)が設けられる。

(8) 不動産小口化商品及び貸付用不動産の評価方法見直し

【見直し】不動産小口化商品(保有期間に関わらず)及び取得または新築後5年以内の貸付用不動産については原則として通常の取引価額(時価)で評価することとされる。令和9年1月1日以降に相続等により取得する財産の評価に適用する。

(9) 暗号資産が「20%分離課税」に

【見直し】金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引による所得が従来の総合課税から20%の申告分離課税(所得税15%、住民税5%)へ変更される。さらに、損失については翌年以降3年間の繰越控除が可能となる。

令和8年度税制改正の大綱において、「強い経済」の実現に向けた大胆な設備投資促進策として、新たな税制措置が創設されることが明らかになりました。この新税制は、単なる投資減税にとどまらず、事業承継を控えたオーナー社長にとって、自社株対策の「強力な武器」となり得るポテンシャルを秘めています。

本稿では、新設される即時償却税制の概要を解説し、同時に期限延長が決定された事業承継税制との相乗効果や広がる選択肢について検証します。

(1)「5億円投資」が全額経費？ 新設・即時償却税制のインパクト

生産性向上に向けた大規模投資を促すため、「特定生産性向上設備等投資促進税制」が新設されました。本制度は青色申告法人を対象とし、経済産業大臣の確認を受けた計画に基づく設備投資について、投資額の全額を当期費用として即時償却できる点に大きな特徴があります。

対象設備は機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアなど一定規模以上のものです。中小企業者等の場合、投資計画の取得価額合計が5億円以上で、年平均の投資利益率15%以上が要件となります。

中小企業にとって5億円以上の投資は高いハードルですが、適用できれば多額の減価償却費を一括計上でき、法人税課税所得が大幅に圧縮されます。また、類似業種比準方式や純資産価額方式による自社株評価額が一時的に低下する可能性があり、事業承継対策としても効果が期待できます。

(2) 事業承継税制の「特例承継計画」提出期限が延長へ

一方、事業承継税制(法人版)では、特例承継計画の提出期限が1年6カ月延長され、適用を検討する企業に時間的余裕が生まれました。なお、個人版でも提出期限が2年6カ月延長されています。

事業承継税制は自社株の贈与・相続税を100%猶予できる強力な制度ですが、長期間の継続届出義

務や雇用維持要件など、経営の自由度を制約する側面があります。認定が取り消された場合には利子税を含む多額の納税リスクが生じる点も課題です。

(3) 新税制は「選択肢」を広げる鍵

こうした状況の中、新設の即時償却税制は、事業承継税制に依存しない別の選択肢を提供します。

5億円規模の設備投資を予定する企業であれば、即時償却により株価が大きく下がる局面が生じる可能性があります。そのタイミングを活用すれば、事業承継税制を使わずとも、通常の贈与や譲渡により、後継者への株式移転をスムーズに実行できる可能性があります。これにより、後継者は事業承継税制の制約から解放され、自由度の高い経営が可能になります。

もちろん、即時償却後も株価が高い場合には事業承継税制の活用が最適となるケースもあります。しかし、株価引下げ効果があれば、仮に将来認定取消が生じても納税額を抑えられる「保険」として機能する点は見逃せません。

今回の税制改正は、設備投資を行う企業に対し、税負担軽減と事業承継円滑化の双方のメリットをもたらす可能性があるものです。

設備投資という「攻め」が、結果として承継という「守り」を強化する可能性があるため、制度の組み合わせを踏まえた総合的な視点が求められます。

ただし、本制度の適用には、経済産業大臣の確認を受けた投資計画の策定や、年平均投資利益率15%以上の達成、資金調達手段の明記など、ハードルの高い要件をクリアする必要があります。単に設備を買うだけでなく、経営戦略としての意思決定が問われます。また、即時償却による株価引下げ効果を事業承継に活かすには、決算数値と連動した緻密な株価シミュレーションが欠かせません。

効果を最大限生かせるよう、顧問税理士等の専門家や金融機関と連携し、投資実行前から綿密な計画を立てることを強く推奨いたします。

「無形資産の承継」が左右する事業承継

日本は世界一の「老舗大国」で、創業100年を超える企業の約4割が日本に存在するといわれます。これほど長く経営が続けられているのは、「無形資産を後継者に託し、それを強化し続けてきたから」です。老舗とは、単に歴史が長い企業のことではなく、時代が変わるたびに、変えるべきものを変え、守るべきものを守り抜いた企業一すなわち「変化し続けることに成功してきた企業」なのです。

●老舗が本当に受け継いできたもの

老舗が守り抜いてきた「本質」とは何でしょうか。商品や製法は大切ですが、時代とともに陳腐化することもあります。老舗が真に受け継いできたものは、貸借対照表(B/S)には載らない「無形資産」なのです。無形資産とは、「なぜこの事業を始めたのか(創業の精神)」「地域社会からの信用(暖簾)」「従業員との絆(関係資本)」など。これら目に見えない資産こそが、企業の価値を形成するのです。

「不易流行」という考え方がありますが、変えてはならない本質(不易)を守りながら、時代に合わせて変えるべきもの(流行)を柔軟に変えるというもの。まさに老舗が実践してきた経営哲学と同じです。後継者たちは、過去のやり方を踏襲することよりも、その根底に流れる精神(不易)を継ぐことが特に重要なのです。

●ファミリービジネスの時間軸の優位性

この「不易(無形資産)」を受け継ぐには、時間がかかります。マニュアルを渡して終わりというわけにはいきません。この点で、親族内承継の場合は、ファミリービジネスの時間軸の優位性が生きてきます。一般的な上場企業が四半期決算に追われる中、ファミリー企業の経営者は「30年」「50年」という、次世代を見据えた長い時間軸で物事を考えることができます。この長期的視点は、短期的利益のための無形資産(信用等)の「切り売り」ではなく、後継者

のための「種まき」に向かうものです。

一方、第三者承継の場合には、無形資産を「見える化」し、意識的に伝える努力が必要でしょう。経営者の中にある理念や価値観を言葉にし、承継者と対話を重ねていくなかで、「なぜこの会社は地域に必要なのか」「創業者は何を大切にしてきたのか」という本質を受け継いでいくことが大切です。

制度や株式の移転といった「形」の承継は、数年でも可能ですが、「無形資産」の承継や「思い」の承継は、一朝一夕にはいきません。後継者が先代の背中を見て育ち、日常での会話から哲学を学び、時には衝突しながら互いの価値観をすり合わせていくような時間に価値があります。そうした丁寧な時間を経て初めて、後継者の中に「経営者としての覚悟」が生まれるのです。準備に早すぎることはありません。「まだ先のことだ」と思わず、今日から準備を始めましょう。特に親族内承継では、長い時間がかけられる強みを活かすことが成功の鍵です。第三者承継では意識的に承継期間を設けましょう。

●次の100年を創る「未来の老舗」へ

今、孤独や重圧を感じている経営者の皆さま、あなたが手渡そうとしているバトンは、単なる遺産ではなく、未来を切り拓くための「不易の精神」です。「誰に渡すか」ではなく、「何を渡すか」が本質なのです。

過去への敬意と未来への責任を背負い、悩みながらも前に進むあなたの姿こそが、最大の無形資産として後継者に伝わります。御社も次の100年を作る「未来の老舗」です。自信を持って、その思いをつないでいってください。

今月のチェックポイント

- ・老舗とは「変化し続けることに成功してきた企業」である
- ・変化する上での成功のポイントは、企業の本質をなす無形資産を丁寧に受け継いでいくこと

メインマーク 株式会社(葛西支店お取引先)

地盤改良業とは、建設業の土工・コンクリート工事の中でも、「杭打ち」や「表層改良」などのほか、薬剤やウレタンなどを用いた「沈下修正」といった地盤改良を専門に行う業種です。今回は、全国で5,500件以上の施工実績を持ち、特許を取得した樹脂注入技術「テラテック工法」で、社会インフラと企業の事業継続を支えるメインマーク株式会社(社長:川口太氏、本社:東京都江戸川区、資本金:2,000万円、従業員:103名)をご紹介します。

(1)業務を止めずに床を直す技術力と工法

当社が誇るテラテック工法は、床を壊さずに地盤沈下や床の傾きを修正することを可能とする特許取得技術です。床下にミリ単位での調整をしながら特殊な樹脂を注入することで、その樹脂が強力に膨張し、沈下したコンクリート床を押し上げます。

この技術の最大の特徴は、「お客さまの業務を止めずに問題を解決する」というスピード感にあります。従来の工法では、床を壊して鉄筋を立て直すために数カ月の稼働停止が必要でしたが、当社は200~300㎡程度の広さであれば、わずか8時間(1日)で施工を完了させます。実際、通常なら3年かかると言われた7,000㎡もの大規模な床の打ち直しを、当社はわずか3カ月で完遂しました。

また、施工後には振動計を設置してアフターフォローを行い、効果を可視化して報告するなど、品質への徹底したこだわりを持っています。

(2)経営層が気づかない現場の悩みを解決

当社は、「現場の困りごとを深く聞き出すこと」を営業の核心としています。

例えば、工場の床が傾いている場合、現場では「機械のアジャスター」を調整してその場をしのぐ応急処置がよく見られます。しかし、これでは根本的な解決になりません。床下に空洞があるために床が傾いている場合、機械の振動が増幅して製品の不良率

が上がったり、フォークリフトの走行スピード低下や転倒事故を招



▲テラテック工法のイメージ

いたりするなど、生産性と安全性が著しく損なわれている可能性があるからです。

当社は、経営層まで届きにくいこうした現場の苦勞を丁寧に汲み取ります。そして、「床を水平に戻す」という独自の技術を用いることで、企業のポテンシャルを最大限に引き出す手助けをしています。

(3)東日本から能登へつながる復興支援

2011年の東日本大震災は当社の大きなターニングポイントで、宮城県の工場で復旧を手掛けた際、「震災時に必要とされる技術」との確信を得ました。

この経験は、2024年の能登半島地震における迅速な対応へとつながります。同社は震災発生から間もない2月1日には現地営業拠点を開設。「床が波打っているが、物流寸断で苦しむ地域の人にお惣菜などを提供したい」と、危険な状況でも営業していたスーパーマーケットからの相談に応じて、営業を止めずに安全な店舗へと復旧するなど、被災地から寄せられる多くの課題解決に貢献していきました。

当社の復興支援は、ボランティアではなく「本業を通じた支援」です。絶望的な状況に直面している経営者に、客観的なデータとロジックに基づき「これだけのコストと期間で直せる」という具体的な『希望』を提示しています。

当社の高い技術が、企業の「命と事業」を守り、地域の復興に貢献し続けていくことに期待します。

社長から読者の皆さまへ

工場倉庫・店舗事務所の床の傾きに悩む現場の声はありませんか? 作業の負担と生産効率低下につながる床の傾きを、稼働を止めず水平に。「朝日信金さんの紹介で」とのご連絡で200㎡の標準調査費用を無料に。

中小PMI支援センター(株) 中小企業診断士 西村 公志

・掲載内容につきまして、ご意見・ご要望がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。
・当金庫ホームページ(<https://www.asahi-shinkin.co.jp/>)にバックナンバーを掲載しています。



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫

お客さまサポート部

TEL.03-3862-0668

2026年2月発行 企画・編集/株式会社銀行研修社